

「第2次はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」
策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 函館市における第2次食育推進計画（食育基本法（平成17年法律第63号）第18条に規定する市町村食育推進計画をいう。）を策定するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として、「第2次はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指定する。

(1) 市民の食育推進にかかわる関係団体に所属する者

(2) 学識経験者

3 委員のうち1人は、別に定めるところにより公募する。

（任期）

第3条 委員の任期は、「第2次はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」を策定するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長および副委員長）

第4条 委員会に委員長1人および副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月7日から施行する。

別 添

「第2次はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」
策定委員会委員推薦団体一覧

1	函館保育協会
2	函館市私立幼稚園協会
3	函館市小学校長会
4	函館市中学校長会
5	北海道高等学校長協会道南支部
6	函館市栄養教育研究会
7	函館市PTA連合会
8	子育て支援ネットワーク
9	函館市食生活改善協議会
10	北海道栄養士会函館支部
11	函館食品衛生協会
12	函館市亀田農業協同組合
13	南かやべ漁業協同組合